

# 住宅性能証明手数料規程

令和6年4月1日施行

単位:円(消費税込)

住宅の種類		一戸建ての住宅		共同住宅等	☆現場審査の時期
証明基準					
省エネルギー性	断熱等性能等級4	省エネルギー性の図面審査を省略できる場合(※1)	47,000	47,000	①断熱 ②竣工
	または	上記以外	58,000	58,000	①断熱 ②竣工
	一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	24,000	24,000	①竣工
耐震性	耐震等級2以上	耐震性の図面審査を省略できる場合(※2)	58,000	別途見積	①基礎 ②躯体 ③竣工
		上記以外	70,000	別途見積	①基礎 ②躯体 ③竣工
		耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	24,000	別途見積	①基礎
		建築基準法に基づく竣工検査をセンターが行う場合 建築基準法に基づく竣工検査を他機関が行う場合	35,000	別途見積	①基礎 ②竣工
	免震建築物	耐震性の図面審査を省略できる場合(※2)	58,000	別途見積	①基礎 ②躯体 ③竣工
		上記以外	70,000	別途見積	①基礎 ②躯体 ③竣工
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上	バリアフリー性の図面審査を省略できる場合(※3)	47,000	別途見積	①竣工
		上記以外	58,000	別途見積	①竣工

☆2階建て戸建住宅の場合の現場審査時期  
「基礎」…基礎配筋工事の完了時  
「躯体」…躯体工事の完了時  
「断熱」…下地張り直前の工事の完了時  
「竣工」…竣工時

- ※1 「省エネルギー性の図面審査を省略できる場合」とは、センターが交付した設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証、住宅事業建築主基準への適合性評価の適合証及びフラット35S適合証明書等(いずれも省エネ証明基準に適合している場合)を取得している場合又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。
- ※2 「耐震性の図面審査を省略できる場合」とは、センターが交付した設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証及びフラット35S適合証明書等(いずれも耐震性能基準に適合している場合)を取得している場合又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。
- ※3 「バリアフリー性の図面審査を省略できる場合」とは、センターが交付した設計住宅性能評価書及びフラット35S適合証明書等(いずれもバリアフリー証明基準に適合している場合)を取得している場合又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。

- 2 業務要領第8条に基づく住宅性能証明申請の取り下げにより、業務要領第10条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、第1項に掲げる額から現場審査1回につき5,000円を返還する。
- 3 住宅性能証明業務の変更に係る手数料は、上表に掲げる額の1/2とする。

①手数料の減額

センターが行う他業務の検査と併せて現場審査を同時に行う場合、前条に掲げる額から現場審査1回につき5,000円を減額します。

②経過措置

計画変更に係る手数料については、当初の申請書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数料を適用します。